

## くらしステップアップ

## 目次

- 「未公開株」・「社債」の勧誘トラブルが増えています…………… 1ページ
- 消費者教育推進のための市民意識調査の結果…………… 2～3ページ
- 相談コーナー（クレジットカードのショッピング枠の現金化/  
外出先でも気軽にインターネットができるかと誘われて…）…………… 4ページ
- 平成23年度消費生活センターの主な事業…………… 5ページ
- 消費生活知っ得クイズ…………… 6ページ

“あやしい”と思ったらはっきり断りましょう

## 「未公開株」・「社債」の勧誘トラブルが増えています

「上場間近、値上がり確実」、「高利回り」などと、甘い言葉でもうけ話をもちかけ、言葉巧みに出資を促し、実際には上場しない「未公開株」を購入させる相談が寄せられています。その手口はますます巧妙化しており、次のようなものがあります。

### 未公開株・社債勧誘の事例

#### 事例① 社債

発展途上で鉱物の探掘をしているという会社から社債の購入を勧められ、500万円分の社債を購入した。

最初は利息分が支払われ安心していましたが、しばらくすると支払いがなくなり、会社とも連絡が取れなくなりました。



被害にあわないために

#### 事例② 劇場型

突然、A社から「C社の株を持っていれば高値で買取る。」と電話があった。その後B社から「C社の株を300万円を買わないか」と勧誘の電話。

最初に電話のあったA社に尋ねると「500万円で購入する」と言われたため、B社から300万円で購入し、A社に買取ってもらおうと電話をしたが、連絡がとれなくなった。



#### 事例③ 被害回復型

以前、未公開株詐欺で被害を受けたが、最近になって投資会社を名乗る会社から「被害を回復してあげる。ただし、某リゾート会員権を80万円買って欲しい」と連絡を受けた。被害回復ができるならと80万円を振り込んだが、相手と連絡が取れなくなった。



- ・「必ずもうかる」「値上がり確実」などのうまい話には注意が必要です。「あなただけ特別にご案内」などといわれても信用しないでください
- ・金融商品にはリスクを伴うものが多くあります。仕組みが理解できないものは絶対に契約しないようにしましょう
- ・契約してしまったときはすぐに消費生活センター(252-1919)へご相談ください

# 消費者教育推進のための市民意識調査の概要

昨年8月、本市では、これからの消費者教育を効果的・効率的に推進するための基礎資料を作成するため、消費者教育に関する市民意識調査を実施しました。

調査対象	記入方法	調査対象者数	回収数	回収率
小学5・6年生	保護者による回答	500人	265	53.0%
中学生から18歳未満の市民	自己記入	500人	218	43.6%
18歳以上の市民	自己記入	2,500人	1,343	53.7%
合計		3,500人	1,826	52.2%

## 調査結果(抜粋)

### ○商品の説明書や契約書の確認について

- ◆全体では、「時々確認する」「よく確認する」の順に多く、合わせて76.6%でした。
- ◆年代別に比較すると、年代が高くなるにつれて、商品の説明書や契約書をよく確認するようになる傾向がうかがえます。

### 一口メモ

契約は、当事者双方の「申込み」と「承諾」の意思が合致すれば成立します。一度成立した契約は、一方的にやめることはできません。

契約する際は、契約書の内容をよく確認し、納得した上で契約することが大切です。

### ○消費者金融に対する考え方

#### 『消費者金融のイメージ』

- ◆全体では、「利用したくない」「利息が高く、返済できなくなりそう」「取り立てが来そうなので怖い」が上位3項目となり、消費者金融に対して、「マイナスのイメージ」が多数を占めました。
- ◆30歳以上では、「簡単にお金が借りられて便利」という回答も1割程度見受けられました。

#### 『消費者金融の利用について』

- ◆消費者金融については、回答者の12.8%が利用したことがあるとの回答でした。
- ◆利用した理由としては、「生活費」「他の借金の返済のため」が上位となりました。
- ◆「遊興費」や「娯楽費」など、経済的な理由以外でも消費者金融を利用している実態もうかがえます。

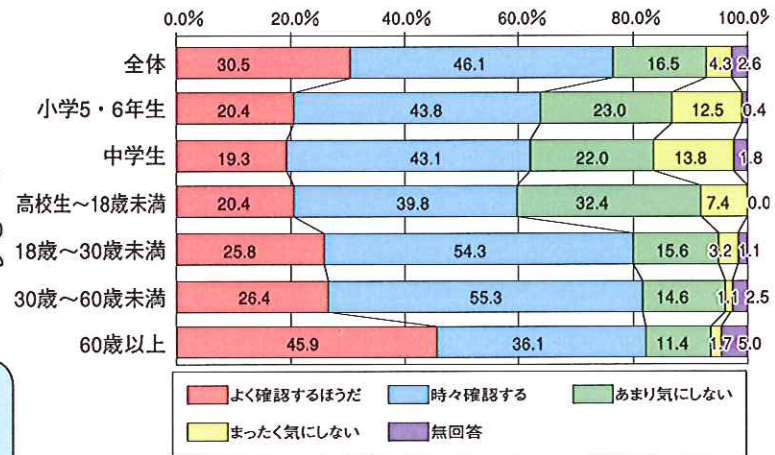
### 一口メモ

消費者金融やローンを利用する場合は、金利や返済の可否等を確認し、計画的に利用することが大切です。

返済のための借り入れは、多重債務の原因となります。ヤミ金などの違法業者も存在しますので注意が必要です。

借金問題には、必ず解決策があります。早めに消費生活センターや弁護士に相談しましょう。

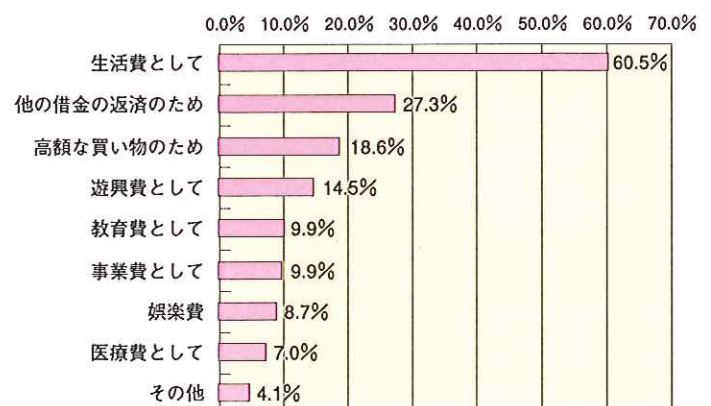
### 購入した商品の説明書や契約書を確認しますか



### 消費者金融について、主にどのようなイメージを持っていますか

	簡単にお金が借りられて便利	芸能人がCMに出ていたりするので安心	無人機で人に会わずに借りられて便利	お金がないときは、利用するのも仕方がない	利息が高く、返済できなくなりそう	借りると取り立てが来そうなので怖い	利用したくない	よく分からない	その他
全体	10.0	0.6	5.1	13.5	64.1	43.8	82.1	12.6	2.8
中学生	7.3	3.7	1.8	7.3	45.0	53.2	66.1	42.2	0.0
高校生～18歳未満	2.8	0.0	1.9	13.9	51.9	47.2	71.3	30.6	0.9
18歳～30歳未満	2.7	0.0	2.2	12.9	74.2	57.0	84.4	11.8	0.5
30歳～60歳未満	11.3	0.7	5.4	16.1	75.7	47.5	83.7	5.7	3.0
60歳以上	12.9	0.2	7.2	12.0	54.0	32.8	85.1	10.9	4.4

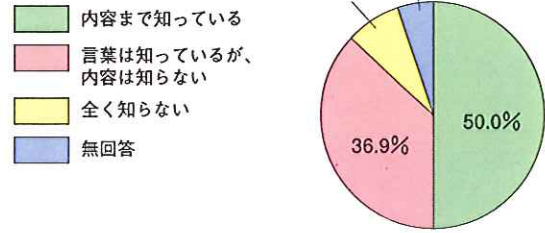
### 消費者金融を利用した主な理由は何ですか



### ○クーリング・オフ制度の認知度について

- ◆全体では、「内容まで知っている」が50.0%でした。
- ◆制度の適用される販売形態については、「訪問販売」「電話勧誘販売」は、大多数で正しく認知されていたものの、制度の適用されない「通信販売」「店舗販売」については誤認している人も多いことがうかがえます。

クーリング・オフ制度についてご存知ですか



### 一口メモ

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売など、不意打ち的な勧誘により契約した場合、一定期間内に手続きすることで、無条件で契約解除できる制度です。  
自分から店に出向いたり(店舗販売)、広告を見て自分から電話やインターネットで申し込む取引(通信販売)には、適用されません。

### ○パソコンや携帯電話のフィルタリング機能の利用について

- ◆全体では、「利用している」は30.7%にとどまりました。
- ◆小学生(保護者)~18歳未満の年代でも利用割合は半数程度にとどまり、当該サービスの利用の周知が行き届いていない可能性があります。

### 一口メモ

パソコン、携帯電話など情報機器の普及に伴い、出会い系サイトやワンクリック詐欺などの不当請求のトラブルが増加しています。  
フィルタリングは、インターネットでこのような有害情報への接続を制限するサービスです。青少年(18歳未満)が携帯電話等でインターネットを利用する場合、事業者は当該サービスを提供することが義務付けられています。

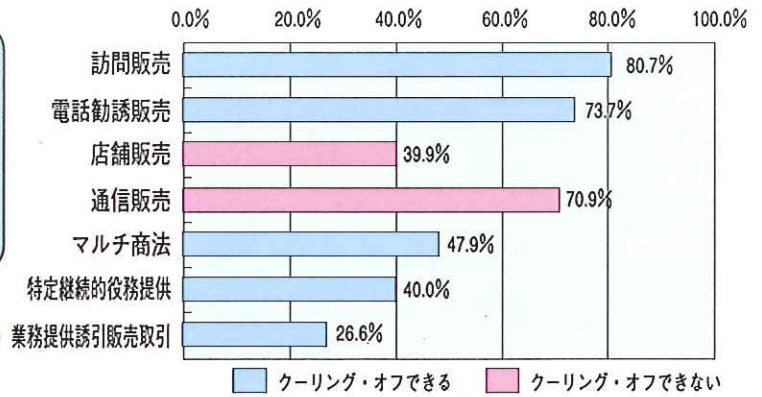
### ○消費生活センターの認知度について

- ◆消費生活センターの認知度(業務内容まで知っている方)は50.2%でした。
- ◆消費生活センターで受け付けていると思う相談内容については、「契約トラブル」「製品事故」「食品偽装」などは、広く認知されていました。
- ◆相談を受け付けていない「個人間の借金問題」については、一部で誤認されていることがうかがえます。

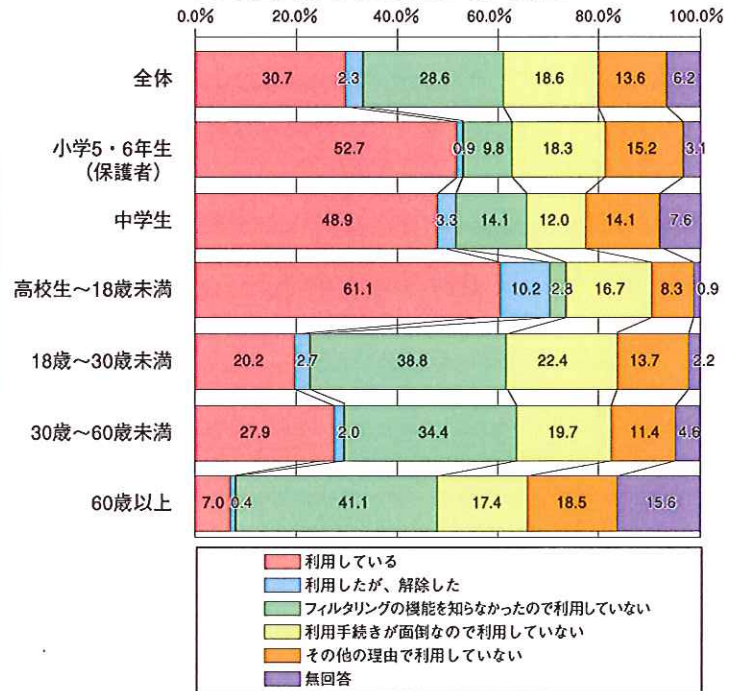
### 一口メモ

消費者は、事業者よりも契約や商品に関する情報や知識が少なく、不利な立場になりがちです。  
消費生活センターでは、そのような消費者と事業者の間で発生した「契約トラブル」や「製品事故」、「借金問題」などに関する相談を受け付けています。

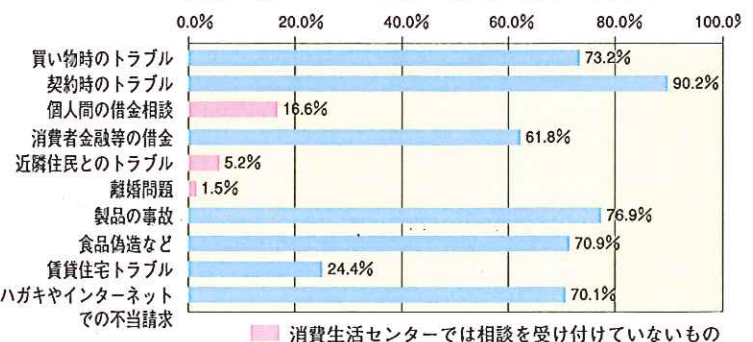
クーリング・オフができると思うものを選んでください



「フィルタリング」を利用していますか



消費生活センターで相談を受けていると思うもの



※消費者教育推進のための市民意識調査詳細については、市ホームページに掲載してあります。

URL : [http://www.city.kagoshima.lg.jp/\\_37100.html](http://www.city.kagoshima.lg.jp/_37100.html)

# 相談コーナー



## 事例1 クレジットカードのショッピング枠の現金化

### 相談内容

借金返済のために携帯サイトで20万円の融資を申し込むと、クレジットカード番号と有効期限を聞かれたので伝えた。業者が自分のクレジットカードの名義を使って購入したアクセサリが自宅に届いた。業者の指示でそれを業者に送ると13万円が振り込まれた。その後、クレジット会社から20万円の請求書が届いたが、全額払わなければならないのか。(50歳代 女性)

### 処理結果

融資をすると見せかけていますが、実態は、商品を購入させて手数料を差し引いた形で買い取り、現金を渡す「クレジットカードのショッピング枠の現金化」であることを説明しました。

商品を購入しているので、クレジット会社への支払い義務はカードの名義人にあることを伝え、今後、クレジットカードの情報が悪用されないようにカードを解約するように助言しました。また、債務整理をするため弁護士による法律相談を案内しました。



### アドバイス

事例のような「買い取り屋方式」のほか、価値のないもの(ビー玉やおもちゃの指輪など)をクレジットカードを使い高額で買わせて、商品と現金を渡すという「キャッシュバック方式」の手口も増えています。

ショッピング枠の現金化はクレジットカード契約に違反する行為で、カードの利用停止となるおそれもあります。また、現金を手にしたとしても一時しのぎでしかなく、結局は借金を増やすことになります。犯罪やトラブルに巻き込まれることもあるので、絶対に行わないでください。

## 事例2 外出先でも気軽にインターネットができると誘われて...

### 相談内容

店頭で「パソコンを無料でプレゼント、通信料を月々3000円負担すれば外出先でもインターネットができる」と誘われて契約したが、帰宅後に書類を確認するとパソコンを購入してインターネット通信をする契約になっていた。解約したい。(40歳代 女性)

### 処理結果

実際には有料のパソコンを無料であるかのようにうたうなど、契約内容の説明が十分になされていないことから、本人から事業者へ申し込みの撤回を申し出てみるよう助言しました。後日、契約は取り消されたという連絡がありました。



### アドバイス

外出先でもインターネットができるモバイル通信契約については、中途解約時にパソコン相当額の解約料が必要な場合があります。また、地域によっては、通信がつながりにくい状況がある、通信速度に満足できないなどの相談も寄せられています。契約内容をよく確かめて、不要なものやよく理解できないものははっきりと断りましょう。

# 平成23年度 消費生活センターの主な事業概要

消費生活相談のほか、さまざまな講座や啓発活動を行っています。気軽にご利用ください。

## 消費生活相談

悪質商法や契約トラブル、多重債務など消費生活に関する苦情・相談に専門の相談員が応じます。

■相談専用電話 252-1919

## 消費生活出張講座

消費生活相談員や地域消費者リーダーがみなさんのところに出向いて、契約の基礎知識や最近多い悪質商法、若者の消費者トラブル、多重債務などの日常に役立つ情報についてお話しします。

事前に電話(258-3611)でお申し込みください



第1回消費生活エキスポかごしま

## 消費生活パネル展

各地域の福祉施設などで、消費生活に関する啓発パネルを展示します。地域の行事等で、消費生活パネル展の開催希望がありましたら、電話(258-3611)でご相談ください。

## 消費生活教室

衣・食・住・環境など、毎回異なる題材をテーマに、消費生活に関する基礎的な知識を身につけていただく講座です。

## 親子一日教室

親子で参加し、実験や工作などを通して消費生活に関する知識を深める楽しい講座です。夏休み期間中に開催します。

## 消費生活集中講座

消費者被害未然防止のため、消費者教育を行う教職員や市民を対象に、消費生活に関する知識を修得する講座を開催します。

## 消費生活エキスポかごしま

多様化する消費者ニーズに合わせた体験型の消費生活イベントを開催します。各種講座や講演会などを行います。

## 地域消費者ガイド、地域消費者リーダー、消費生活スペシャリスト

地域に根ざした消費者啓発を促進するために、消費生活に関する情報収集提供・啓発活動を行う「地域消費者ガイド」や地域において出張講座等を行う「地域消費者リーダー」、「消費生活スペシャリスト」を養成します。

## スクール・キャンパス消費生活啓発

若者の消費者トラブルを未然に防止するために、小・中・高校・大学向けの啓発誌の作成配布やパネル展などを実施し、教育課程に応じた啓発事業を展開します。

## 「だまされもはん」振り込め詐欺・悪質商法啓発事業

振り込め詐欺や悪質商法等の被害を未然に防止するため、生活情報誌への広告掲載や公共交通機関での啓発アナウンスなど、積極的な広報・啓発活動を行います。

## 消費生活出張講座強化事業(新規)

消費者被害未然防止のため、悪質商法対策シール等の作成・配布やロールプレイング方式の講座を導入するなど消費生活出張講座の更なる充実を図ります。

## A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットかごしま事業

関係機関との連絡会議を通じて、消費者への見守り機能を強化するとともに、メールマガジンにより、消費生活に関する情報を携帯電話やパソコンに配信します。

## ABC消費者情報ネットかごしま

月に1~2回、消費生活センターに寄せられた相談事例や対処法などをメールでお届けしています。登録は、[abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp](mailto:abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp)に空メールを送信するか、右の二次元コードを読み取って手続きを行ってください。(登録・情報料は無料)

広報紙「かごしま市民のひろば」などで随時公募します。気軽にお申し込みください。

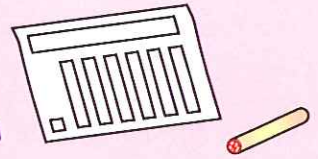


こんなときどうする？

# 消費生活 知っ得クイズ

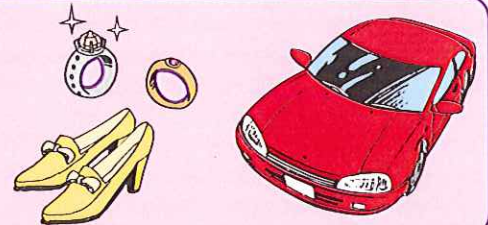
## Q1 商品の売買契約について、正しいものは？

- ア 申し込んだ時点で契約は成立する
- イ 契約は口約束だけでも成立する
- ウ 契約書に名前を書いても、印鑑を押さなければ契約は成立しない



## Q2 次のうちクーリング・オフできるものは？

- ア 専門店に行って買った指輪
- イ ネットショッピングで買った靴
- ウ 訪問してきたディーラーに申し込んだ乗用車
- エ 業者から電話がかかってきて契約した浄水器



## Q3 携帯で無料の出会い系サイトに登録したら、いきなり請求画面になった。正しい対応は？

- ア 無料だったので、無視して払わない
- イ 退会の画面があったので、退会メールを送る
- ウ 登録料を指定の口座に振り込む



### 【答え】

#### Q1. 正解－イ

契約は当事者双方に申し込みと承諾という合意があれば、口約束であっても印鑑を押していなくても成立します。

#### Q2. 正解－エ

クーリング・オフとは、契約した後、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度ですが、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引形態にのみ適用されます。店舗販売や通信販売では、クーリング・オフは適用されません。ウは訪問販売ですが、自動車はクーリング・オフの適用対象外となっています。

#### Q3. 正解－ア

電子消費者契約法では、申し込みの画面とは別に、申込内容を再度確認させる画面を設ける必要があります。この場合、確認画面が無かったので、契約は成立しておらず、支払う必要はありません。相手にこちらの連絡先がわかると、新たな被害が発生する危険性がありますので、連絡せず、無視してください。最近は、請求画面がいつまでも消えないものがあるようです。不安に思ったら、消費生活センターにご相談ください。

## 鹿児島市消費生活センター

〒890-0063

鹿児島市鴨池二丁目25-1-31

TEL 099-258-3611

FAX 099-258-3712

相談電話 099-252-1919 (平日9時~17時15分)

ホームページ [http:// www.city.kagoshima.lg.jp/](http://www.city.kagoshima.lg.jp/)



リサイクル適性の表示:紙ヘリサイクル可